

比較見積の徴取漏れ

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項													
社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団	<p>地域生活総合支援センター「おんど」では、寝具カバー、タオルケット、毛布のリース契約について、契約見込価額(310,600円)が100,000円を超えているにもかかわらず、比較見積書を徴取していなかった。</p> <p>また、2件の求人広告の契約について、同一事業者と同一日に、別々に締結しているが、これらの契約の合計額は100,000円を超えており、比較見積を省略できないにもかかわらず、比較見積書を徴取していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="596 701 1754 953"> <thead> <tr> <th>契約内容(掲載媒体等)</th> <th>金額(円)</th> <th>決裁日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雑誌4冊 an(FP) 1/8枠(4冊)</td> <td rowspan="2">85,000</td> <td rowspan="2">平成27年1月27日</td> </tr> <tr> <td>WEB4週間 WEB anレギュラー/anエリアサイト/salida Cタイプ</td> </tr> <tr> <td>雑誌2冊 salida(FP) 1/8枠</td> <td>20,000</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>105,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	契約内容(掲載媒体等)	金額(円)	決裁日	雑誌4冊 an(FP) 1/8枠(4冊)	85,000	平成27年1月27日	WEB4週間 WEB anレギュラー/anエリアサイト/salida Cタイプ	雑誌2冊 salida(FP) 1/8枠	20,000	同上	計	105,000		<p>契約事務関連のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【経理規程】(抜粋) 第67条 (省略) 4 随意契約によろうとするときは2社以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号に該当するときは比較見積を省略することができる。 (2) 価格が適正と認められる1件10万円以下のもの</p> </div>
契約内容(掲載媒体等)	金額(円)	決裁日													
雑誌4冊 an(FP) 1/8枠(4冊)	85,000	平成27年1月27日													
WEB4週間 WEB anレギュラー/anエリアサイト/salida Cタイプ															
雑誌2冊 salida(FP) 1/8枠	20,000	同上													
計	105,000														

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:平成27年12月1日から同月3日まで)